

日弁連総第57号
2009年(平成21年)9月17日

黒羽刑務所長 渡部 志郎 殿

日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠

勧告書

当連合会は、Aの申立てに係る人権救済申立事件(2006年10月30日受付、2006年度第27号人権救済申立事件)につき、貴所に対し、下記のとおり勧告する。

記

第1 勧告の趣旨

貴所が、貴所に収容されていた性同一性障がい者を有する申立人に対して、当初は女性被収容者に認められる衣類の着用を認め、また、男性受刑者としての髪型を強制しないという処遇を行っていたところ、2007年11月5日以降、これらの処遇を認めない方針へと変更した。

この処遇の変更は、申立人の性自認に基づく個性と人格を否定する人権侵害であり、憲法第13条に定める「個人の尊厳」尊重原理に違背するものである。

今後、同様の人権侵害を生じないように、性同一性障がいについて十分に理解を深めるとともに、性同一性障がい者を有する被収容者の性自認を尊重した処遇として、性自認が女性である性同一性障がい者を有する者に対し、以下の処遇を行うよう勧告する。

- 1 性同一性障がいに関する十分な知見を有する医師等によるカウンセリング等の治療の機会を与えるなど、性自認と処遇上選択可能な処遇との乖離によって生ずる苦痛を可能な限り緩和するための措置をとること。
- 2 女性被収容者に認められている着衣を認めること。

- 3 調髪を行う場合、女性被収容者に認められている髪型の選択を認めること。
- 4 入浴の立会い並びに身体及び着衣の検査は、女性刑務官が行い、男性刑務官が補助を行う場合も性同一性障がいをもつ者の人権を侵害しないよう十分配慮すること。併せて、運動時の立会いについても、配置上可能な限り、女性刑務官が中心に行うこと。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以 上

日弁連総第57号
2009年(平成21年)9月17日

法務大臣 千葉景子 殿

日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠

勧告書

当連合会は、Aの申立てに係る人権救済申立事件(2006年10月30日、2006年度第27号人権救済申立事件)につき、調査の結果、下記のとおり勧告する。

記

第1 勧告の趣旨

- 1 性同一性障がいに関する十分な理解を前提に、その性自認を尊重した処遇の指針を検討し、各施設に指導すること。
- 2 性同一性障がいを有する者の収容に当たっては、拘置所のような男女の収容を予定し、そのため男女それぞれの刑務官が相当数配置されている施設を利用して、女性刑務官による処遇を可能とするなど、収容自体の方法を検討すること。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上

**刑事施設における性同一性障がい者の
取扱いに関する人権救済申立事件
調査報告書**

2009年9月17日
日本弁護士連合会
人権擁護委員会

2006年度第27号

刑事施設における性同一性障がい者の取扱いに関する人権救済申立事件

申立人 A

相手方 黒羽刑務所，法務省

調 査 報 告 書

日本弁護士連合会人権擁護委員会

委員長 石田法子

上記の人権救済申立事件について，当委員会が調査した結果を以下のとおり報告する。

第1 結論

黒羽刑務所及び法務省に対して，それぞれ別紙のとおり勧告することが相当である。

第2 事案の概要と申立ての趣旨

1 事案の概要

申立人は，刑事事件を起こし，2006年7月から春日部警察署，さいたま拘置支所，東京拘置所の各施設に収容され，刑の確定後，2007年1月から2008年12月まで黒羽刑務所に収容されていた。なお，本人の申告するところ，2009年3月から現在までは，黒羽刑務所で起こした傷害事件により，静岡刑務所において受刑中である。

申立人は，生物学的性別は男性であるが，性自認は幼少時より一貫して女性である。2006年7月に身柄を拘束される以前の時点で，性別適合手術はしておらず，ホルモン療法やカウンセリングも中断状態であったが，女性名に変更して服装等も女性らしいものを身につけ，女性として生活を送っていた。

申立人は，前記各施設に収容される際，性同一性障がい（MtF）であることを申し出て女性としての処遇を求めたが，施設等の収容区分は各所いずれも男性とされ，また，春日部警察署を除く各施設では，入浴方法や着衣，頭髪の規制などについて，女性としての処遇を受けられなかったことから，2006

年10月30日、人権を侵害されたとする申立てを行った。

2 申立ての趣旨

- (1) 女性刑務所又はこれと同等の施設への移監を求める。
- (2) 刑務所において、女性受刑者と同じように、次の処遇が受けられることを求める。入浴、運動及び検身について女性職員が立ち会うこと。女性用の衣類・下着の着用を認められること。女性の髪型を認められること。

第3 調査の経過

申立てを受領し、予備審査を経て、2007年5月11日、本調査を開始した。

委員会は、申立人からの聴取、過去の診療に関わった医療機関への書面照会及び聴取、黒羽刑務所、川越少年刑務所、東京拘置所への書面照会、法務省矯正局及び警察庁長官官房総務課長への書面照会、各女性刑務所への書面照会のほか、B医師から申立人の状態及び性同一性障がいに関する医学的知見、C氏、D氏、E氏の各研究者から性同一性障がいに関する法的知見、F氏から性同一性障がいを有する者の心理、生活上の苦痛等の実態について聴取を実施した。

また、申立人から、多数回にわたり、黒羽刑務所における処遇の問題性を訴える手紙を受領した。

第4 申立人の主張と委員会の照会に対する各刑事施設の回答

前記各刑事施設及び関係団体に対し照会を実施した。照会にあたっては、「性同一性障がい者」を、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）第2条に該当する者」と定義したうえで、行った。各刑事施設ごとの、申立人の主張と委員会の照会に対する回答は、別紙1記載のとおりである。なお、勧告の相手方である黒羽刑務所については、以下に詳しく述べる。

1 黒羽刑務所

(1) 申立人の主張

2007年1月16日から移送時の2008年12月1日まで、独居で収容。なお、2007年11月5日まで監視カメラ付きの独居室であった。

入所時、小部屋で男性職員3、4名が立ち会い、身体検査が行われた。その際、申立人は、性同一性障がいであるため女性職員の立会いを求める旨述べたが、女性職員はいないので、衝立の後ろで着替えるよう告げられ、さらに申立人が着替えの間は男性職員は部屋を出て欲しいと求めたが、認められなかった。衝立の後ろで着衣を脱いだ後、男性職員1、2名の立会いの下、全裸で身

体検査が実施され、性器を隠すことも認められず、「玉入れ」について質問された。入所後間もなく、男性職員3名とともに、黒羽刑務所の医務官である精神科の医師に診察を受け、同医師から、性同一性障がいなので特別の処遇が必要であることを刑務所にも伝えると告げられた。

入所時から2007年11月5日までは、以下の処遇がなされた。

入浴は、入所当初に5回程度行った。この際、浴室のドアに接するよう衝立が置かれ、男性職員が衝立の後ろで立ち会った。申立人は、体調を悪くした場合などに、男性職員が入ってくるのが耐えられないと考え、女性職員の立会いを求めたが認められなかった。このため、浴槽には入らずに体を拭くに止め、以後入浴はせず、職員からブラインドを付けると説得されたが断った。

運動は、7月から9月にかけて2、3回行った。この際は男性職員立会いで一人で行ったが、女性職員の立会いを拒否されたので、これ以降は行っていない。

衣類は、女性用の着用が認められた。下着は、当初男性用の支給を受け、着用を拒否したところ、2月15日から女性用下着が支給された。女性用パジャマの支給は求めたが認められなかった。

調髪は、8月になってはじめて髪を切るよう求められたが、女性なので切れないと答えた。

検身は、女性職員による実施を求めたが、男性職員が金属探知機で実施した。

その後、申立人は、女子刑務所への移送、入浴・運動の女性職員の立会いを求めているが、状況に変化はなかった。

そのような中、2007年11月5日、申立人に対する処遇は大きく変更された。

11月5日、男性職員による身体検査が実施され、申立人は、衝立の設置や女性職員の立会いを求めたが、認められず、パニックとなって、同職員の顔を殴るなどの暴行を行い、同職員が床に倒れひじを骨折した。

11月5日から現在まで、申立人は、男性用衣服（下着を含む。）の着用を強制され、20日に1度調髪が行われた。入浴については、衝立は浴室ドアに対して90度の方向に立て、衝立の横に男性職員が立つという方法に変わった。このため、申立人は、衣服を脱がず、浴槽にも入らずに、カミソリを使ったり、シャツを着たまま、タオルで身体を拭くのみに止めている。

申立人は、数次にわたり、次のような手紙（一例として2007年11月29日受領）により申立人の心情を訴えている。

「こんにちは。わらをすぎる思いでペンを取りました。弁護士さん助けてほ

しい。夜も眠れません。朝起るのも頭や体が痛くてとてもつらい，11月4日頃までは，入浴（入所当所）はブラインド（目隠し）をかけて男性職員の人が見られないようにしてくれましたし着替えも同じです，官服も下着も女性の物を貸与してくれました。でも11月5日・8日には全裸にされたり頭を「ぼうず」にされたり，女性物の衣類を没収されたり男物の官服，衣類をはかされたりなどのため突然きびしくなりもうここにはいたくないし，すぐにでも「女子刑務所」「社会復帰促進センター」などの私（女性）の性同一性障がい者の気持ちを受け止めて人権を尊重した，最大限の特別な処遇をして下さる施設にすみやかに移してほしい・・・ここでの生活はもうとてもたえられません。戸籍やいかなる理由があっても「男性として」処遇されること，きびしくされることは涙が出る程つらい」

(2) 黒羽刑務所に対する照会及び回答

黒羽刑務所に対する各照会事項及び回答の内容は別紙1のとおりであるが，黒羽刑務所の当初回答は大半が回答を差し控えるというものであったため，黒羽刑務所に赴いた際に，同所主席処遇官らに対し，照会事項をできる限り回答してもらうよう依頼し，ようやく具体的な回答がなされたという経過があった。また，さらに申立人の主張する具体的処遇が事実であるか否か，入浴，衣類，検診，調髪，その他の事項を再度照会をし，3月12日付けで別紙1のとおり回答がなされたが，このうち，11月5日からの処遇変更についての黒羽刑務所の回答は以下のとおりであった。

「当所では，平成19年11月5日，申立人が男子刑務官による衣体捜検に激興し，当該職員に暴行するという犯罪をじゃっ起したことを契機として，申立人に対する処遇を再検討し，これを変更している。なお，上記暴行事犯については，同年12月7日，閉居40日の懲罰を科すとともに，同年12月6日，当所から宇都宮地方検察庁大田原支部に事件送致しているが，現在公判係属中であるため，その具体的内容についての説明は差し控えたい。

当所に入所した当初，申立人が女性として扱われることに固執して職員の指導を受け入れようとせず，社会復帰に向けての処遇を行うことが不可能であったことから，当所は，申立人に対する矯正処遇のきっかけとなることを期待し，女性用下着を貸与する等の試みを行った。なお，女性用下着を着用している申立人を他の男子受刑者とともに処遇すれば，申立人が性暴力の対象となる等の事故に繋がりがねないため，申立人は単独室に収容された。

しかし，その後の申立人は，女子刑務所への移送を求める等，女性としての扱いを求める要求をエスカレートさせるばかりであり，その結果，申立人に係

る単独室収容が長期化し、そうでなくとも社会性の乏しい申立人に対する集団処遇が実施できない状況が続いた。また、女性用下着を洗濯工場（男子受刑者が洗濯を実施している。）で洗濯すると無用のトラブルに発展しかねないことから、当所は申立人に対し、洗濯機を使用して自分の下着を洗うよう指導していたが、申立人の衛生観念の低さから、当該下着は、極めて不潔な状態となっていた。

そもそも申立人は、自分を女性として扱わない者に対する衝動的暴行等の犯罪（女子ソフトボールチームへの加入が認められなかったことに激興しての器物損壊，着替えの立会いが男子警察官だったことに激興しての公務執行妨害，女装や女子トイレの使用が認められないため就業できないと説明したにもかかわらず生活保護が認められないことに激興しての市役所職員に対する暴行等）を累行したあげく服役するに至っており、刑執行開始時に行われた処遇調査でも、申立人の問題として、「自分の不満や失敗をすべて性同一性障害への周囲の無理解のせいにしようとしがちであり、それ以外の自分の問題点等に目が向けられない」ことが挙げられている。申立人の内心はともかく、現在のところ、申立人の身体上・戸籍上の性が男性であることは事実であるから、申立人が社会復帰した際、周囲から男性として扱われることを避け続けることは不可能であり、したがって、申立人に対する矯正処遇の目標は、たとえ男性として扱われたとしても感情を爆発させることなく、社会規範を遵守しながら自己実現を図る能力を付与することにある。

以上の点に、今般、またしても申立人が、男子刑務官による衣体捜検に激興し、当該職員に暴行を加えるという犯罪をじゃっ起したことを踏まえ、平成19年11月5日、当所は、申立人に対する処遇を再検討し、原則的に他の男子受刑者と同様の処遇を実施することとして、即日実施した。」

2 警察庁長官官房総務課長及び法務省矯正局長に対する照会及び回答

委員会は、警察庁及び法務省において、性同一性障がい者の処遇に関する対策の進捗度合いを調査するために、別紙1のとおり、照会を行い、回答を受領した。

3 女性刑務所に対する照会及び回答

委員会は、さらに、男性受刑者が女性刑務所に収容された事例の有無等について女性刑務所（札幌，栃木，笠松，和歌山，岩国，麓）に照会をしたが、各刑務所から、そのような事例はないとの回答があった。

第5 性同一性障がいについて

1 性同一性障がいとは

性同一性障がいとは、もって生まれた性別やそれに付随する性役割に対して不快感や嫌悪感を持ち、別の性別への帰属感を強く持続的に求め、そのあるべき性別にしたがった性役割を果たしたいと考える状態をいう（日本精神神経学会性同一性障害に関する委員会「性同一性障害の診断と治療のガイドライン（第3版）」参照）。

I C D - 1 0 にも性同一性障がいは疾病として分類されており医学的にも認知されている（F64 性同一性障がい Gender identity disorder (GID)。なお、性同一性障がいと類する状態に関する整理、用語例等は別紙2「用語例」の通りであり、本件は、T S 又は T J と呼ばれる状態の者としての申立てと解される。

2 性同一性障がい者の実態

性同一性障がいに対して無理解な扱いを受けることによって当事者がどのような苦痛を感じるかについて、今日、社会において未だ十分に理解されていない。以下、性自認と異なる扱いを受けることやそれを甘受することによる苦痛の実態について検討する。

(1)性同一性障がい者に見られる主要な兆候

医学文献によると、真性の性同一性障がい者は次のような症状を持つといわれている（石原明『法と生命倫理20講』（日本評論社、第4版、2004年））。

自分の体に備わっていない他の性に自分が所属しているということを確認する。すなわち、自分は誤った身体の中に閉じこめられているという悩みを持つ。

他の性への転向の欲求にとりつかれている。これはしばしば幼少の時までさかのぼることができ、それが一貫して存在し次第に強烈となる。遅くとも当人が成年に達すると、ホルモン処置、外科手術によって、身体的にも社会的にも現に体験し確信している性に位置づけられることを強く望むようになる。

男性では陰茎とひげ、女性では乳房と月経という身体的性徴表を憎み嫌悪し、常にこれらの徴表に対して格闘状態にある。

異性の衣服を身につける態度は次第に進展していき、ごく自然のものと感じ、それによって精神的安定を得ようとする。また、自認する異性の言葉遣いや行動様式を自然に身につけ、それは日常生活から職業活動に至るまで及ぶ。

(2)性同一性障がいを有する当事者の状況

性同一性障がいを有する当事者の状況について、手記等も出版されており、

これらでは、性自認に関する違和感が幼少時あるいは第2次性徴が起きる時期から続くとする指摘が多く、性器に対する嫌悪感の指摘が見られるほか、性器に対する自傷や、自殺を考えた心境等を述べる声も散見される(別紙3)。

(3) F氏(F to M)からの聴取

F氏自身の体験

体に対する嫌悪感があった。感覚としては、体中にあるケロイドなどを見られているような羞恥心。「奇形なもの」を見られるような感じで、気持ち悪い体を見られたくない思いになる。手術前に、「お嬢さん」と呼ばれたときにその人を殺したくなった。

精神的違和感も強く、自分が身体にあった性(女性)だと頭で考えようとすると、気絶しそうになった。嘔吐した。体を(男性に)なおして納得できるまでの間は、逆に荒っぽい態度をとっていた。体がちゃんと(男性に)変わってからは、母の下着を間違っただけでも気にならなくなったが、以前は、女性の下着を付けるということ自体に嫌悪を感じた。体が変わるまでは、着衣など外形を意識に一致させることが命綱だった。

日常の中での現れ方としては朝起きると目をつぶったままで、顔を洗うときも鏡は見ない。女の顔、体を見たくない。カーテンを閉めたまま、前日用意した服を、手さぐりで着るがその時も自分の(女性である)体を触らないように下を向いて性器を見ないようにして着る。入浴中も体を洗うときも触ったりすると体の起伏や柔らかさが分かるので、叩くようにして触れないようにして洗う。

服を着るときにも、胸のふくらみが嫌でさらしをきつく巻いて外出する。そのために夏は暑くて、汗をかいて熱射病で倒れたこともある。近くの人々が助けてくれても声を出すと女性とわかるので、声を出せない。そのために「大丈夫です」というようなカードを持っていたこともある。

家に帰っても、外にいるよりはいいが、体はかわらない。寝てもゆっくり眠れず不眠、うつになる。手術をして戸籍を変えるまでは安心できない。それまでの過程で、永久に眠ってしまいたいと思うことがある。自殺を選んだりする気持ちは分かった。

本件申立人の状況についての意見

当事者の支援をし、相談を数多く受けている中からいえることは、本件のように、男性から女性にかわる人は、羞恥心が非常に強いということ。性的対象としてみられることに対しての防御反応かもしれない。

例えば、男性の体だから、男性刑務官に見られても問題ないと一般には

思いがちだが、自分（申立人）は自分が男性の身体であることを認めたくないのであって、自分が男だと思うこと自体、激しい嫌悪感を感じるものである。また、それを認めたら男（身体どおり）に戻ってしまうという強迫観念がある。

頻繁に断髪をされ、男性のような短い髪型にされると、男に戻ってしまった、という思いになるだろう。申立人が坊主頭にされたときに、よく自殺しないで生きているな、という辛さを想像した。毎日されているという事柄を想像するとかわいそうで、その状況は、健常の人が精神病院に閉じこめられているようなものと想像する。また、申立人の場合には、家に帰ってほっとするようなプライバシーがないことも耐え難いだろう。申立人が、女性と扱われないことに関してたびたび暴行に及ぶのは、自殺してもおかしくない精神状態を外に向けている、と考えられる。

3 性同一性障がいに対する社会的、法的認知と日弁連の見解

(1) 社会的認知

1997年7月、日本精神神経学会の性同一性障害に関する特別委員会から「性同一性障害に関する答申と提言」が公表され、1998年、同提言にまとめられた治療のガイドライン（第1版）に基づき、性別適合手術が行われた。これにより、性別適合手術を行った医師が処罰されたいいわゆるブルーボーイ事件以来、母体保護法第28条により困難とされた性別適合手術を含めた性同一性障がいに対する治療の道が開かれ、ガイドライン公表後、多くの方が性同一性障がいの診断を受けるとともに、性同一性障がいの存在自体が社会に認知されるようになった。

(2) 法的認知

性同一性障がいについては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（2004年7月16日法律第111号、以下「特例法」という。）が制定され、同年7月16日に施行された。

この法は、性同一性障がい者のうち特定の条件を満たす者に対して、家庭裁判所の審判によって法令上の性別の取扱いを性自認に合致するものに変更することを認め、戸籍上の性別記載を変更できるものとした法律である。

2004年7月28日、那覇家庭裁判所は沖縄県在住の20代の戸籍上男性を女性に変更する審判を出し、これが本法初の適用事例とみられている。また同年8月28日、東京家庭裁判所は東京都在住の30代の戸籍上女性を男性に変更する審判を出し、これがF t Mでは初の認容事例と思われる。

4 当連合会の見解（2003年意見書の提出）

2001年5月、日弁連に対し、日本精神神経学会から、性同一性障がいをもつ有する人の医学的性別と法的性別の一致を求める要望書が提出されたことを受け、当連合会は戸籍訂正に関する意見書を出している。その内容は当時国会に提出されていた「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案」について、一定評価しつつも、戸籍変更の要件に問題があると考え、意見を述べたものである。

当連合会としても、2003年の段階で、性同一性障がいをもつ有する者の認知及びそれらの者の人権保障のため法的整備が必要であることを認識していた。

5 以上のとおり、性同一性障がいについて、現在、社会的、法的な認知がされている状態にあると評価できる。

第6 当委員会の判断

1 本件申立てで問題とされる権利

申立ては多岐にわたるが、いずれも、根本としては申立人が性自認に従って行動すること、あるいは、その性自認に沿って扱われることを求めているものである。また、個々の申立てを見ても、本来自由として認められるべき事象の制約を問題とするのではなく、制約のあり方が性自認に沿ったものではないことを問題とし、性自認に沿った制約は認めている。

このような点から、本件について検討すべきは、刑事施設に収容される性同一性障がい者が、処遇上、その性自認に沿った行動をとり、また、その性自認に沿って扱われることを求めることが、憲法上どのように位置づけられるかである。

2 性同一性障がいをもつ有する者の権利

(1) 憲法上の位置づけ

一般的に女性を男性の刑務所に収容し、男性として処遇することが、当該女性の人権を侵害するものであることは論を待たない。女性にとっては、直接的な性被害の対象とされる危険及び不安、異性の刑務官の前での脱衣や入浴への性的羞恥心を感じさせ、プライバシーを侵害し、また着衣や頭髪などを男性の規律に従って強制されることは単なる自由な選択の制限という範囲を超えて、女性としての個人のあり方自体を否定するものであり、個人の尊厳を侵害し、憲法第13条に反するものであることは明らかである。このことから、矯正施設の収容に関しても男女の区分が分けられ、その処遇に男女の性差に配慮した処遇を行うことが定められている。

それでは、本件のように肉体的性別が男性、性自認が女性である者（Mt

F)を男子刑務所に収容し、男性として処遇することが、その人権を侵害するかについて検討する。

性同一性障がい者にとって、内心は自認する性別に基づいた状態であり、その性自認は自己の意思において変更不能なものである。

このため、M t Fの受刑者が男性として処遇される場合、その内心は、前記に指摘した男性として処遇される女性受刑者と何ら変わるところはなく、これによる精神的苦痛も同様と考えられる。性自認を否定された性同一性障がいを有する者の苦痛は、本調査でも明らかであり、その深刻さを見れば、このような精神的苦痛を伴う状態は、個人として尊重されている状態と言うことはできない。

そして、性同一性障がいを有する者は性自認を変更することが困難であって自らの意思によりかかる苦痛を回避することができない以上、その苦痛の緩和には、処遇を性自認に沿った扱いとするほかない。このような精神的苦痛をもたらす状況を緩和するための具体的権利として、性自認に沿った取扱いを求める権利は、憲法第13条の個人の尊厳から導かれる人権として認められるべきである。

刑事施設の被収容者も、憲法第13条が適用されることは当然であり、その具体的な処遇の場面において、性同一性障がいを有する者の性自認は最大限尊重されるべきである。これに対して他の被収容者の権利の保障や拘禁目的との間の一定の制約があり得るとしても、その制約は、性自認の尊重の点を考えても避けられない場合の最小限度のものとするべきである。

(2)国内判例の状況

性同一性障がいを有する者に関する刑事施設内の処遇について争われた事例が、近時、いくつか見られる。

このうち、東京高裁平成19年4月17日判決は、平成15年に起きた事例に対して、その時期における性同一性障がいに関する社会的な認知の問題等を指摘し、結論としては国家賠償請求を退けたものの、その理由中において日本精神神経学会によるガイドラインの公表等の医学的知見及びその社会内の認識の変遷、特例法の成立などの点を挙げ、「現行の法令の規定は、逮捕された被疑者を警察署に附属する留置場に収容するに当たり、性同一性障害者又はこれに当たるとする者が存在することを想定して定められたとは解し難いが、以上のような事情に照らすと、少なくとも、上記の留置場における運用に関し、上記のような者の処遇の在り方の問題について検討が期待される状況が生じつつあることは、否定し難いところである。」としている。

この判例は直接に性同一性障がいをもつ者の性自認に沿った処遇を求める権利自体を述べたものではないが、性同一性障がいをもつ者の性自認を尊重した処遇の検討を要する状況にあることを指摘したものと評価できる。

(3) ヨーロッパ人権裁判所の判例

また、ヨーロッパ人権裁判所では、グッドウィン対イギリス判決（2002年）において、以下のような判断を行っている。

この事例は、性同一性障がいをもつ申立人（MtF）が、ホルモン治療、性別適合手術を経た後に、出生登録簿の性別訂正を求め、これが認められなかったことについて、ヨーロッパ人権条約第8条等の違反の有無が争点となった事案である。同事例に対し、ヨーロッパ人権裁判所は、性別は個人のアイデンティティの中核的要素であるとし、この個人のアイデンティティ確立の権利がヨーロッパ人権条約第8条の根底にある人格的自律の保証に含まれる重要な権利とし、性同一性障がいをもつ者が出生証明に関する性別訂正を行うことは、個人のアイデンティティ確立の権利として保障されるべきものと判断している。また、個人の利益と公の利益との衡量については、「性別の適合によって得られる申立人の力に勝るような公の利益の要素は存在しない」とした。この判断は、性同一性障がいをもつ者の聞き取りや手記等に見られる、性自認と異なる性別として生活することの苦痛、自傷、自殺までに至る深い葛藤を考えれば、相当な判断であると言うべきである。

(4) 小括

以上の検討に基づき、個々の申立て内容の判断の前提として、本件申立てについては、いずれも申立人が性自認に沿ったアイデンティティを確立するためにその性自認に沿った生活を営むことを求める権利としての主張と理解できるものであり、申立人が性同一性障がいをもつ者であれば、保障されるべきものであると考える。そして、相手方の個々の処遇内容について、これが申立人の性自認に沿った取扱いを求める権利を制約するものであるか、その制約が行刑目的の達成や他の者の権利の保障のためのものであるか、また、制約のあり方がその目的のための最小限度のものであるのかという点を検討し、申立人の性自認に沿った取扱いを求める権利の尊重を最大限尊重すべきことを考慮しても、やむを得ない制約と断言するかどうかを検討する。

3 申立人は性同一性障がい者か(性同一性障がいの認定)

1999年5月19日付けのB医師による診断書によれば「病名：性同一性障がい（性転換症）」とされ、具体的には、「上症にて平成10年5月26日当院を初診、現在精神的カウンセリングを行っている（本日で9回目）。性自

認は本人の生活史を通して女性として終始揺らぐことなく一貫している。平成8年からフルタイム・リアルライフ・テストを開始。現在男物の衣類は所持していない。平成10年6月からホルモン療法を開始し継続中である。上症の治療を進めることについては、職場の了解も得られている。改名の希望も恣意的なものではなく、今後の社会的適応のためには欠かせないものとする。」と診断されている。

また、同医師からの聴取でも、1998年5月から2001年4月までの治療過程で、前記診断結果を覆す事情は特段認められなかったことが認められる。

ここで、「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第3版）」によれば、性同一性障がいであることの確定診断は、複数の専門医の一致した診断を要するとされ、単独の医師の診断による本件では、形式的には確定診断ではないという余地がある。しかしながら、ガイドラインで確定診断を厳密に行う理由は、その後身体への侵襲性の高い治療を行う前提であるためと考えられるところであり、診断そのものについては、経験の豊富な専門医であれば、容易であることも指摘されている。本件で診断を行ったB医師は、性同一性障がいに関する専門性の高い医師等が参加するGID学会に所属し、ガイドライン作成にも関わった性同一性障がいを有する者の治療に多年経験を有する医師であり、その診断は信頼しうるものである。加えて、正式な診断ではないとはいえ、黒羽刑務所入所後の診察でも性同一性障がいを有する者と指摘されていること、「女性」としての生活歴の確立は、「名」の変更が認められていることも指摘できるのであり、本件では、確定診断としてではなくとも、処遇上の配慮を求める前提としては、明確な診断があると認められる。

なお、申立人の主張内容、Bの前記診断書の記載等より、申立人の性同一性障がいの過程は、カウンセリングやホルモン治療をした経過はあるものの、申立時には継続しておらず、性別適合手術は行われておらず、外形的には男性の身体を持っていることが認められる。

4 処遇の状況の認定

申立人は、春日部警察署、さいたま拘置支所、東京拘置所を経て、黒羽刑務所に収容された。委員会の処遇に関する照会に対し、さいたま拘置支所及び東京拘置所は、いずれも関係書類が保存されていないとの理由により、処遇内容について具体的に回答をしていない。このため、さいたま拘置支所及び東京拘置所の処遇については事実を認定することは相当程度困難である。

そこで、申立人が繰り返し指摘し、人権の救済を訴えてきたのが、黒羽刑務所での処遇であることに照らし、本調査報告書においては、以下のとおり、黒

羽刑務所の処遇の現状について認定をし、同処遇について人権侵害が存在するかを検討する。

黒羽刑務所における申立人の処遇内容については、申立人から詳細な主張がなされ、これに対して、黒羽刑務所は当委員会からの照会に対して、処遇の具体的内容については回答を差し控えるかあるいは抽象的に回答するばかりであったが、前記の同刑務所内での処遇を巡っての刑務官に対する傷害事件における同刑務所の刑務官の証言内容は申立人の主張内容とほぼ合致することから、黒羽刑務所における申立人の処遇の内容・経緯は、以下のとおり認定できる。

申立人は、2007年1月16日に、東京拘置所から黒羽刑務所に移監され、それ以来例外なく独居房に収容されており、入所後約1か月後から、女性用の下着及び官服の着用を認められた。これらの着衣の洗濯は、申立人自身が洗濯機を利用して行っていた。調髪は実施されていなかった。入浴は、単独の入浴場所で、脱衣所に衝立を立て、衝立の前に男性刑務官が立ち会うことによって実施され、申立人は浴槽に入ることはなく、脱衣所において身体を拭くなどしていた。検身については申立人が女性の刑務官が行ってくれるよう申し出た後は、実施されておらず、独居房の捜検も行われていなかった。運動は、入所当初は、申立人1人で行っていたが、その後は行っていない。刑務作業は、独居房において単独で行っている。

ところが、前記処遇は、黒羽刑務所の処遇方針の変更によって、2007年11月5日を境に次のようなものとされた。

申立人は、男性用の下着及び官服の着用を強制され調髪も定期的実施され、検身及び捜検が実施されている状況にある。入浴については、依然として浴槽に入る形式での入浴はしていない。

なお、黒羽刑務所には、申立人が収監されていた2007年1月16日から2008年12月1日までの間、女性の刑務官が配属されているが、申立人の処遇には関与していなかった。

5 各申立てについての検討

前記1のとおり、憲法第13条に基づき、性同一性障がい者である申立人は、その性自認に沿った取扱いを受ける権利を保障されている。他方で、申立人は刑事施設に収容されており、行刑目的上の制約、他の被収容者の権利の保障のための制約など、一定の制約はあり得る。ただし、性別に関する事項は人格的自律の根幹といえ、性自認と異なる性別として処遇を受けることは特に苦痛をもたらすものであるから、その制限はやむを得ない必要最小限のものとするべきである。

以下、申立人が求める処遇の内容ごとに検討する。

(1) 女性の被収容者対象の刑事施設への収容

申立人は、自認する性別に基づき、女性の受刑者を対象とする刑務所（以下「女性刑務所」という。）への収容を求めている。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）第4条第1項第1号は、被収容者を「性別」に従い分離するとしている。この「性別」の判断の要素は必ずしも明確ではないが、申立人の性自認は女性であり、この性自認に沿った取扱いを求める権利の保障の上では、申立人の性自認を「性別」の判断の要素として重視し、申立人を女性の収容区分に従って処遇するということも考えられる。

しかし、国連被拘禁者処遇最低基準規則第8（a）において、「男子と女子は、できる限り、分離した施設で拘禁しなければならない」とし、同第53（3）において、「女性の被拘禁者は、女性職員によってのみ監護監督されなければならない。ただし、男性の職員、特に医師及び教師が、女性の施設または女区において専門的な職務を行う場合は、この限りではない。」としており、刑事施設において男女を分離しているのは、主として、異性、特に男性による女性に対する性的虐待による身体的直接的な侵害を防止するとともに、女性被収容者が男性被収容者との接触を強制されず、また男性被収容者や男性職員からプライバシー侵害を受けないなど、広く女性被収容者の性的尊厳を守るためと考えられる。それは、通常、生殖機能を中核にする性的接触が男女間で生理的要求として行われ、あるいは生物的特性として性的好奇心が両者間に生じやすいことから、その分離がなされなければ、両者間に性的虐待が生じるなど、性的尊厳が侵害される状況が生じるからである。

とすれば、ここで刑事被収容者処遇法第4条第1項第1号の分離の要件となる男女の区別は、生殖機能を中核とする身体的性差を基準とするのが合理的と言える。特に、性的虐待の防止の観点からは、その客観的かつ確実な保障のためには、身体的な性差を基準として分離することの合理性が認められる。

申立人は性自認としては女性であるが、身体的（外性器及び内性器）な状態としては、なお男性としての特徴を備えた状態であり、「性別」を身体的性別とした場合には、女子刑務所への収容は認められないこととなる。

この点で、性自認に沿った取扱いを受けるという申立人の権利から性自認を「性別」とする理解と、性的虐待の防止という他の被収容者の権利から身体的性別を「性別」とする理解が対立することから、両者を比較衡量する必

要があるが、これらの権利のうち被収容者の性的虐待の防止を求める権利は特に基本的で不可侵の権利であるといえるところ、本件は、女性刑務所に男性の身体を有する申立人を収容することが問題とされており、刑事施設における男女の分離が特に女性被収容者にとり重要であること、一般的に身体的に男性である者の方が女性である者に比して筋力が強いことなどからも、女性被収容者の人権保護の必要性はより大きいと考えるべきである。

ただ、身体的性別が男性の場合であっても、その性自認が女性である場合と男性である場合とでは、他の女性被収容者への性的虐待のおそれは異なるとも考えられるし、前記国連最低基準規則は、そもそもが性同一性障がいを有する者の存在が広く認知される以前のものであって、これが認知されるに至った現状でも不変のものとして解すべきものではない。性同一性障がい者の存在が認知されている現状では、少数者の権利の保護のために既存の人権規範の修正が迅速になされていくべきものではある。しかしながら、その修正は、これを受け入れる社会規範の醸成も見極める必要がある。

このような検討を踏まえ、本件では現時点で、申立人が性自認に沿った女性としての収容区分によって、収容分類級 W 施設又は女性刑務所に収容されなかった、あるいは、収容されていないことについて、申立人の人権を侵害したとまでは言えないと史料する。

ただし、収容区分自体が性自認とは合致しないために、その性自認と取扱いの間で葛藤が生じるなど、申立人に相当の精神的苦痛が生じることも否定し得ない。この点、刑事施設においては、刑事被収容者処遇法上も被収容者の健康の保持が求められており、そのために社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとされている（同法第56条）。前記のような精神的苦痛が、申立人の意思では変更し得ない性自認と処遇上選択可能な処遇との乖離によって生じていることを考えれば、それを可能な限り緩和する保健衛生上または医療上の措置が必要である。具体的には、申立人に対して性同一性障がいに関する十分な知見を有する医師によるカウンセリングの機会を与えるなどの措置が講じられるべきである。

また、性自認に沿った取扱いを求める権利自体は、個人の尊厳に基づいて最大限尊重すべき権利であり、これが現状において女性受刑者の性的尊厳の保護のために一定の制約を余儀なくされることは認めざるを得ないものであるとしても、本来は、いずれの権利も保障することが、行刑機関に対して求められるのである。従って、例えば拘置所など男女の収容を予定した施設等

を利用することによって、女性刑務官による処遇を容易とする方策を講じるなど、収容施設の選択自体も含めた性同一性障がいをもつ受刑者に対する処遇のあり方を検討する必要がある。

(2) 着衣・頭髪

申立人は、女性被収容者用の衣類（下着を含む。）の着用、女性被収容者に認められる形態での調髪を求めている。その着衣・頭髪につき、性自認に沿った取扱いを求めることは権利として保障されるべきものである。とりわけ、申立人のような、性同一性障がいをもつが、性別適合手術を受けておらず、身体的な状態が自認する性別と異なる特徴を備えた状況にある者は、性自認に沿ったアイデンティティの確立が特に容易でなく、そのために、着衣や頭髪を自己の性自認に基づく性別のものとする重要性が高い。

一方、拘禁目的等による制約があり得ること自体は否定できないが、本件では、広範な着衣・頭髪を認めるということではなく、あくまで刑事施設内において、その性自認に基づく性別の被収容者に許容されている着衣・頭髪を求めているに過ぎない。

着衣や頭髪を認めることに対する拘禁目的上の制約について、名古屋拘置所内での性同一性障がいをもつ収容者の調髪に対する行政処分差止請求がなされた事案に対する判決（名古屋地判平成18年8月10日、名古屋高判平成19年3月14日、いずれも判例集未掲載）がある。同判決は、被拘禁施設における衛生状態の保持の必要性、集団的処遇の性質（他の受刑者に与える不公平感の悪影響）、逃走防止のための斉一性の確保、財政上の負担の増加等を挙げており、これらが刑事施設側が一般的に主張する制約の根拠でもある。着衣の点についても、これらの根拠のうち集団処遇の必要性や斉一性の確保等の点が制約の根拠とされることが考えられる。また、黒羽刑務所からの回答によれば、着衣の点について、申立人の着衣は一般の工場で洗濯させると問題を生じる可能性があるため、居室内で自ら洗濯させていたところ、不潔な状態となったことなどを指摘している。

そこで、逃走防止のための斉一性の確保、衛生状態の保持、財政上の負担の増加、集団処遇の性質の各点について、女性被収容者に認められる範囲での衣類の着用と調髪の基準を申立人には許さない根拠となりうるか、以下で検討する。

逃走防止のための斉一性の確保の点

本件の場合、斉一性の確保の問題は、女性被収容者と同一という範囲で保たれており、性同一性障がい者に対して、その性自認に沿った規制によ

る頭髪や着衣を認めたとしても、逃走の危険を特に高めるとまではいえない。

衛生状態の保持及び財政上の負担の増加の点

衛生状態の保持及び財政上の負担の増加の各点でも、性自認と一致する性別として処遇される他の被収容者において実施されている範囲のものに止まる。例えば他の男性被収容者よりも長い頭髪が選択された結果、衛生保持のために調髪や入浴の回数が変わったとしても、それは女性被収容者に適用されている程度に止まるのであり、また、着衣についても他の女性被収容者が使用できるものが用意できれば良いのであって、特別な財政上の負担が生じるとは考えにくい。

なお、黒羽刑務所の主張する下着に関する不衛生の点について、女性の下着を男性受刑者に洗濯させることで問題を生じかねないとの点は認められるが、申立人によれば、与えられた下着の枚数は2枚に過ぎず、洗濯する機会も限られていたとしており、衛生の維持の問題は、その維持に必要な枚数の下着を使用させることなどで容易に回避できるものと考えられる。

集団処遇上の問題（他の被収容者の不公平感）

他の被収容者が不公平感を持ち、矯正目的に対して悪影響を及ぼすとの点では、特に本件のように性別適合手術以前の状態である性同一性障がい者の場合、確かに外形上は他の被収容者が選択し得ない頭髪や着衣を選択しているように見られることは否定できない。しかしながら、それは当該の性同一性障がい者が、その趣味・嗜好によって選択したのではなく、自ら変更し得ない性自認に沿って求めたに過ぎないものであり、その点では、それぞれが性自認に沿った性別としての制約に基づいた頭髪・着衣が選択され得ているに過ぎないものであって、客観的に特段不公平が生じている訳ではない。この不公平感を性同一性障がい者の負担によって回避すべきでない。従って、これもまた頭髪・着衣の制限を正当化する理由にはならない。

黒羽刑務所入所当初の取扱い

そもそも、申立人に対しては、黒羽刑務所入所当初においては、女性用の下着及び衣類の着用が認められ、頭髪についても男性被収容者としての調髪を強制されていなかった。かかる点をも、申立人の権利の保障は、行刑目的達成の点から不可能ではないと考えられ、申立人が性自認に沿った頭髪・着衣を求める権利を制約しなければならない行刑上の目的はな

い。従って、これを制約している黒羽刑務所の処遇は、申立人の人権を不当に侵害しているものと言わざるを得ない。

(3)入浴並びに身体及び着衣の検査に関する処遇

申立人は、申立人の入浴の監視、並びに身体及び着衣の検査は、女性の刑務官が行うことを求めている。

入浴の監視並びに身体及び着衣の検査について、本来、性同一性障がいの有無にかかわらず、そのプライバシー権又は羞恥心を含む個人の尊厳が守られるべきところ、刑事施設における逃走、事故の防止という目的から刑務官による一定の監視がなされるという制限があり、このこと自体は行刑目的より生じる制約としてやむを得ないものと言える。本件における問題は、その監視を男性が行うことが、女性としての性自認を持つ性同一性障がい者の権利を侵害するものであるかである。

この点、女性被収容者の入浴の監視並びに身体及び着衣の検査を男性刑務官が行った場合、このことが女性受刑者のプライバシー権の侵害となる行為であり、女性被収容者の羞恥心を著しく侵害するものであることは明らかである（参考：日本弁護士連合会 2000年10月30日付け人権救済申立事件に対する勧告）。そして、申立人の性自認は女性であることから、男性刑務官による入浴中の監視を受けたり、男性刑務官に身体や着衣の検査を行われることは、女性被収容者の場合と同様、羞恥心を著しく侵害されるものといえる。従って、申立人の入浴時の監視について、申立人の性自認に配慮した方法をとるべきである。

具体的には、入浴時の監視や、身体や着衣の直接の検査は女性刑務官が行う方法をとるべきである。この場合、申立人の性自認に従えば同性による監視を受けている状態であり、通常に行刑目的による制約を超えるものではない。また、相手方のうち、黒羽刑務所以外は男女両者の収容を予定した施設であり、黒羽刑務所にも女性刑務官は1名配置されていることから、このような処遇は可能と考えられる。

これに対して、女性刑務官に入浴時の監視等をさせる場合の支障としては、たとえば入浴時の体調不良の救護や検査時の抵抗など、肉体的には男性である申立人との体躯や体力に女性刑務官が対処できるかという問題がある。しかしこの場合にも、女性刑務官だけでなく、男性刑務官が待機することとして、事故の対応等の必要な場合には男性刑務官も関わるという方法によって補うことが可能と思われる。なお、被収容者あるいは刑務官の生命や身体の重大な侵害のおそれのあるような緊急な場合に、異性の刑務官等が対応にあ

たることは緊急避難としてやむを得ないと考えられる。

以上から、黒羽刑務所については、女性刑務官が必要な範囲で男性刑務官の補助を受けながら、申立人の入浴の監視や身体及び着衣の検査を実施すべきである。また、本来、申立人を、男性のみならず女性も収容する刑事施設（拘置所や両者を収容する刑務所）に収容し、より円滑に、その入浴の監視や身体及び着衣の検査に際して、女性刑務官が必要に応じて男性刑務官の補助を受けながら実施するべきと考える。

(4) 運動時の女性刑務官の立会い

申立人は、申立人の運動時の刑務官の立会いも、女性の刑務官が行うことを求めている。運動は、入浴や検診のように着衣を脱ぎ裸体になったりするものではないが、動きによっては着衣の乱れがあったり、特殊な体位をとったりすることもあり、性的な羞恥心を感じる状況もないとは言えない。したがって、女性刑務官の立会いを求める心情も尊重に値する。

先に指摘したように、男女の収容者を想定した各施設においては、女性刑務官の配置は可能であり、黒羽刑務所においても女性刑務官の配置は認められるところである。しかしながら、入浴と異なり、運動についてはその頻度が高い（運動週5日、入浴は季節により週2～3日）ことから、女性刑務官の配置の点で、運動時の立会いを常に確保することは、入浴の場合に際して負担が大きい。他方、入浴時の場合と比較すると、運動時の立会いの場合には、羞恥心を害する程度は低いものと言わざるを得ない。

以上から、現状で、運動時の立会いが女性刑務官でないことをもって直ちに人権侵害とまでは言えない。

もっとも、運動時を含め、申立人が一切女性刑務官による処遇が行われず、申立人の性自認に沿えば同性との接触の機会がない状態は、自認している性に対する不安感を抱かせ、人間としての自信を失わせるおそれがある。従って、入浴の場合と異なってそれが必ず確保することはできないとしても、可能な限り女性刑務官を中心として運動時の立会いも行われるべきであり、かかる処遇のために女性刑務官の配置が求められる。

第8 結論

以上の判断に基づき相手方各施設の対応ごとに、以下のとおり判断する。

1 各拘置所

各拘置所は、個々の処遇について記録不存在を理由に回答がされていないため、その詳細の認定ができず、具体的な人権侵害の認定も困難である。

ただし、警察においては性同一性障がい有者に対し、性別変更前であっても一定の配慮を行うとして、その人権に配慮した方針をとっていることと比し、各拘置所においては処遇方針自体特段存在していない状況からは、今後の性同一性障がい有者の処遇のあり方の検討の必要が認められるものであり、少なくとも決定書を送付して、その意識の喚起を促すべきと考える。

2 黒羽刑務所

黒羽刑務所は、申立人を独居に収容して、男性受刑者と分離し、当初の処遇では、申立人に調髪を強要するまでには至らず、着衣も女性受刑者用のものを用いるなどの処遇を行っていた。

しかし、2007年11月5日以降、申立人の着衣を男性受刑者用のみを貸与し、繰り返し調髪を指示するなど、処遇が変更されている。これらの各処遇は、いずれも申立人の性自認に沿った取扱いを求める権利を不当に侵害している。

また、入浴、並びに、身体及び着衣の検査については、女性刑務官が配置されていながら、男性刑務官のみで実施されており、やはり、申立人の性自認に沿った取扱いを求める権利を不当に侵害するものである。

なお、黒羽刑務所は、照会への回答の中で、前記の処遇変更に関する理由として、『当初申立人が女性として扱われることに「固執して」処遇が困難であったため、女性用下着を貸与するなどの試みを行い、このために性的暴力が行われることを避けるために単独室に収容した』が、単独室収容の長期化、下着の洗濯が十分行われず不衛生な状態となったなどの支障が生じたほか、そもそも申立人の受刑の理由である事件自体が申立人を女性として扱わなかったことに対する衝動的な暴行等の犯罪であったことに鑑み、身体上・戸籍上男性である申立人が、今後社会復帰した後に男性として扱われる場面を避け続けることは不可能であることから、矯正処遇の目標は「たとえ男性として扱われたとしても感情を爆発させることなく、社会規範を遵守しながら自己実現を図る能力を付与することにある。」などとして、処遇を変更した』旨を明らかにした。

黒羽刑務所の申立人に対する前記取扱いの変更が「申立人に対する矯正処遇の目標」として設定され実施されていることについて、刑務所として許される行刑上の裁量の範囲を逸脱していないかという問題がある。

同刑務所の指摘によれば、今回の申立人に対する処遇変更の背景に「怒りの感情をそのまま衝動的に暴力行為として表現してしまう傾向を改めるべき」との判断（処遇目的）がある。申立人にとって、「怒り」の原因が自己の性自認を無視する扱いを受けたことに対するものであるという尊厳に関わる深刻な怒

りであるとしても、それ故に申立人の行動が社会的に許容されるものではない。従って、前記判断自体は再発防止という基本的な行刑目的に適うものといえる。

しかし、その判断（処遇目的）を実施する具体的な処遇方法として同刑務所がとった前記方法は、ことさら申立人の性自認を否定する扱いを強要し、これに耐えさせようとするものである。

すなわち、申立人が「怒りの感情をそのままに衝動的に暴力行為として表現してしまう傾向」を有していることは矯正すべきものであるが、「申立人の性自認に従った処遇を要求したこと」は、前記傾向とは別の切実な要求として受け止めるべきであり、このような要求行為自体は矯正の対象とすべきではない。

前記、F氏への調査結果によれば、申立人は選択可能な問題について「固執して」いるのではなく、一方において女性としての性自認を有しており、これを自らの努力で男性に変更することは不可能であり、他方で自己の肉体が性自認とは異なる男性であるために男性として扱われることに耐えがたい苦痛を感じている、つまり自分は女性のはずなのに男性の着ぐるみを着せられており、この着ぐるみを脱いで女性として生きたいが、どうしても脱げない、この着ぐるみ（自己の肉体）を見ては呪う毎日を送っている。これが性同一性障がいである。そして申立人はこの着ぐるみを脱ぐことができないのなら、せめて社会では自分を女性として扱って欲しい、という切なる思いで処遇の改善を求めているのである。

このような性同一性障がいを有する申立人に対して懲役刑の執行として刑務所に収容し、申立人の行動の自由を奪うことが認められる状況にある場合であっても、人としての尊厳が尊重されなければならないことはいうまでもない。また、申立人が刑務所内の規律を乱す行為をした場合は、それなりの懲罰を受けるのは当然であるとしても、そのような申立人に対して、黒羽刑務所は「特別な矯正処遇の目標」を設定して「たとえ男性として扱われたとしても感情を爆発させることなく、社会規範を遵守しながら自己実現を図る能力を付与する」ために、つまり申立人のために「ことさら男性として扱うこととした」というのである。これは性同一性障がいのある申立人に対して、男子としての着ぐるみを受け入れ、女性としての性自認を捨てさせることを強要していることに他ならない。このような人としての尊厳を踏みにじる行為が「矯正処遇」の名において実施されることは許されない。

自分は女性なのに男性の着ぐるみを着せられているという耐え難い葛藤状況に置かれて申立人にとっては、「男性の肉体をしているから男性として扱う」

という社会の側の論理を理解し受け入れられるはずもない。だからこそ、このような申立人に対しては性自認に沿って女性として社会生活を送れるように、カウンセリングやホルモン治療、性別適合手術等といったプロセスが、正当な医療行為として承認されるに至ったのである。

前記黒羽刑務所の申立人に対する矯正処遇方針は、何らの科学的、医学的根拠に基づかず、ことさら申立人の性自認を否定する環境に置き、その状況に慣れることをもって改善を図るというものであり、前記のような治療のあり方、また、その必要性を無視した、人権侵害を内容とするものであると言うほかない。処遇の方法として回避可能な方法があるにもかかわらず、ことさらに申立人に苦痛を与える方法をとるなどということは、行刑目的の範囲を逸脱し、また、その方法としても合理的な根拠を見出しがたい。黒羽刑務所の前記回答自体が、黒羽刑務所における処遇の変更の背景に、性同一性障がいに関する理解の欠如があることを示している。特に申立人の入所当初には実行されていた着衣を女性被収容者と同様の物を用いさせ、調髪を強制していなかったという、現に実施されていた処遇さえ後退させたことは極めて不当である。

以上の事実から、黒羽刑務所に対して、勧告書記載にあるとおり勧告を行うことが相当である。

3 法務省

性同一性障がいを有する者の収容に際しては、入浴など、性自認に基づく性別に照らして同性の刑務官による処遇が強く求められる場合がある。この要請に応えるためには、収容する各刑事施設に男女それぞれの刑務官が相当数配置されることが求められるが、拘置所をはじめとして、男女の収容を予定し、そのため男女の刑務官が相当数配置されている刑事施設が存在するのであるから、これらの施設を活用するなど、収容の方法を検討する必要がある。

また、警察においては、性同一性障がい者に対しては、性別変更前であっても一定の配慮を行うとしており、また、現実に春日部警察署においては、「少年・婦人房」に単独留置し、その処遇も検身や入浴などは直接の対応は女性職員が対応し、男性職員は待機する状態としたほか、着衣等についても女性用のものを貸与するなどの配慮をした処遇を行っている。これに対し、拘置所、黒羽刑務所のいずれも、性同一性障がいに関する処遇方針が作られておらず、各刑事施設の判断にゆだねていると思われるが、各刑事施設における性同一性障がいへの理解はいまだ十分とはいえない。

以上から、法務省に対して、勧告書記載のとおり勧告を行うことが相当である。

以上

(別紙1)

黒羽刑務所

照会事項	回答
<p>2007年10月22日</p> <p>(1) 貴所における、性同一性障害者(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下「特例法」という。)第2条に該当する者。以下同じ。)ないしその疑いのある被収容者の処遇に関する次の諸点についてご教示下さい。</p> <p>性同一性障害者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。特に、性同一性障害者のうち、特例法第3条第1項第4号又は同第5号に該当しない者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。</p> <p>生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的又は社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者(性同一性障害者に関する特例法第2条の定義のうち、診断に関する要件の全部又は一部を欠く者、以下「性同一性障害を有する者」という。)の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。特に特例法第3条第1項第4号又は同第5号に該当しない者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。</p> <p>被収容者より、性同一性障害者(性同一性障害を有する者を含む。以下同じ。)である旨の申出がなされた場合の対応方針。</p> <p>(2) 貴所における、申立人の処遇に関する次の諸点についてご教示下さい。</p> <p>申立人の分類上の性別。</p> <p>申立人からの、性同一性障害者である旨の申出の有無。</p>	<p>(2007年11月19日回答) なし。 (2007年12月17日回答) なし。</p> <p>(2007年11月19日回答) なし。 (2007年12月17日回答) なし。</p> <p>(2007年11月19日回答) その都度検討の上、対応する。 (2007年12月17日回答) その都度検討の上、対応する。</p> <p>(2007年11月19日回答) なし。 (2007年12月17日回答) 男性です。</p> <p>(2007年11月19日回答) なし。 (2007年12月17日回答) あります。</p>

申立人について、収容当時、性同一性障害者である（性同一性障害者である可能性がある場合を含む）旨の認識の有無。申立人からの申出があるものの、貴所においてその旨の認識がない場合は、申出にもかかわらず、性同一性障害者（性同一性障害者である可能性がある場合を含む）と認識されなかった理由。

申立人の居室は単独室であったか否か。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の居室の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。

申立人の身体検査を行い、これに立ち会った刑務官の性別及び人数。身体検査における下着着用の有無。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の身体検査の実施に際して配慮したその他の事項があればその内容。

申立人の入浴の態様（男性の被収容者として実施されてか否か、単独か否か、立ち会った刑務官の性別）。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の入浴に際して配慮したその他の事項があればその内容。

申立人に貸与し、又は申立人の自弁にかかる衣類について、男性の被収容者としてその内容等を決定したか否か。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の衣類の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。

申立人の健康診断の態様（男性の被収容者として実施されてか否か、単独か否か、実施した医師の性別、立ち会った職員の性別）。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の健康診断に際して配慮したその他の事項があればその内容。

申立人の調髪について、男性の被収容者としてその内容等を決定したか否か。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の調髪の内容等の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。

（2007年11月19日回答） なし。

（2007年12月17日回答） 身体的には男性ですが、性同一性障害者の可能性があるとして認識していました。

（2007年11月19日回答） なし。

（2007年12月17日回答） 入所以来、単独室です。

（2007年11月19日回答） なし。

（2007年12月17日回答） 男性職員が行っています。その余の回答は、差し控えさせていただきます。

（2007年11月19日回答） なし。

（2007年12月17日回答） 男性職員が立会し、他の受刑者とは別に実施しています。

（2007年11月19日回答） なし。

（2007年12月17日回答） 他の受刑者と同様の衣類を着用させています。

（2007年11月19日回答） なし。

（2007年12月17日回答） 医師・立会職員も男性ですが、他の受刑者とは別に実施しています。

（2007年11月19日回答） なし。

（2007年12月17日回答） 他の男性受刑者と同様に扱っています。

（2007年11月19日回答） なし。

（2007年12月17日回答） 申立人からは、

<p>前記事項以外に、性同一性障害者であることを理由として申立人からなされた申出又は要求を、貴所において認めなかったことがあれば、その申出又は要求の内容及び認めなかった理由。</p> <p>前記事項以外に、申立人が性同一性障害者であること又はその可能性を考慮し、処遇上配慮された事項があればその内容。</p>	<p>様々な要求がなされていますが、その具体的内容についての回答は、差し控えさせていただきます。</p> <p>(2007年11月19日回答) なし。 (2007年12月17日回答) なし。</p>
<p>2008年1月24日</p> <p>(1) 入浴について</p> <p>申立人の入浴に際して、ブラインド又はついたてが使用されたことがありますか。</p> <p>使用されたことがある場合、その使用方法を具体的にお教え下さい。</p> <p>使用方法を変更したことがありますか。</p> <p>変更したことがある場合は、その具体的な理由をお教え下さい。</p> <p>(2) 衣類について</p> <p>申立人に対して、女子の被収容者用の衣類を貸与していたことがありますか。</p> <p>申立人に対して、女子の被収容者用の下着も貸与されていたことがありますか。</p> <p>現在、申立人に対して女子の被収容者の衣類の貸与がされていますか。</p> <p>貸与が中止された場合は、その具体的な理由をお教え下さい。</p> <p>昨年11月、申立人が着用していた女子の被収容者用の衣類を脱がせ、男子の被収容者用の衣類を着用させたことがありますか。</p> <p>その際に、申立人は、女子の被収容者用の衣類を脱ぐことを拒否しましたか。</p> <p>拒否した申立人に対して、強制的に衣類の交換を実施されましたか。実施された場合はその態様を具体的にお教え下さい。</p> <p>その際、申立人が刑務官に対して暴行を行った事実がありますか。ある場合はその態様並びにこれに対する懲罰等の内容を具体的にお教え下さい。</p>	<p>(1)ないし(5)</p> <p>当所では、平成19年11月5日、申立人が男子刑務官による衣体捜検に激興し、当該職員に暴行するという犯罪をじゃっ起したことを契機として、申立人に対する処遇を再検討し、これを変更している。なお、上記暴行事犯については、同年12月7日、閉居40日の懲罰を科すとともに、同年12月6日、当所から宇都宮地方検察庁大田原支部に事件送致しているが、現在公判係属中であるため、その具体的内容についての説明は差し控えたい。</p> <p>当所に入所した当初、申立人が女性として扱われることに固執して職員の指導を受け入れようとせず、社会復帰に向けての処遇を行うことが不可能であったことから、当所は、申立人に対する矯正処遇のきっかけとなることを期待し、女性用下着を貸与する等の試みを行った。なお、女性用下着を着用している申立人を他の男子受刑者とともに処遇すれば、申立人が性暴力の対象となる等の事故に繋がりがかねないため、申立人は単独室に収容された。</p> <p>しかし、その後の申立人は、女子刑務所への移送を求める等、女性としての扱いを求める要求をエスカレートさせるばかりであり、その結果、申立人に係る単独室収容が長期化し、そうでなくとも社会性の乏しい申立人に対する集団処遇が実施できない状況が続いた。また、女性用下着を洗濯工場(男子受刑者が洗濯を実施している。)で洗濯すると無用のトラブルに発展しかねないことから、当所は申立人に対し、洗濯機を使用して自分の下着を洗うよう指導していたが、申立人の衛生観念の低さから、当該下着は、極めて不潔な状態となっていた。そもそも申立人は、自分を女性として扱</p>

<p>(3) 検診について 申立人に対する検診を、申立人の身体を手で触れて行う方法に替えて、金属探知器を用いて実施されたことがありますか。 現在、申立人に対する検診を、と同様の方法で行うことがありますか。 検診の方法を変更された場合は、その具体的理由をお教え下さい。</p> <p>(4) 調髪について 申立人の調髪は、貴所入所以後、最初に実施したのは昨年11月ですか。 申立人の調髪は、昨年11月以降は定期的実施されるようになりましたか。 調髪の間隔を含め、申立人の調髪に関する貴所の取扱いが変更された場合は、その具体的理由をお教え下さい。</p> <p>(5) その他 申立人は、貴所入所以後、精神疾患についての専門知識を有する医師の診察を受けたことがありますか。 診察を受けた場合、その医師の氏名及び所属並びに診察結果を具体的にお教え下さい。 診察を受けた場合、当該医師より貴所に対し、性同一性障害を理由に申立人の処遇に配慮が必要である旨の説明がありませんでしたか。</p>	<p>わらない者に対する衝動的暴行等の犯罪（女子ソフトボールチームへの加入が認められなかったことに激興しての器物損壊，着替えの立会が男子警察官だったことに激興しての公務執行妨害，女装や女子トイレの使用が認められないため就業できないと説明したにもかかわらず生活保護が認められないことに激興しての市役所職員に対する暴行等）を累行したあげく服役するに至っており、刑執行開始時に行われた処遇調査でも、申立人の問題として、「自分の不満や失敗をすべて性同一性障害への周囲の無理解のせいにしようとしがちであり、それ以外の自分の問題点等に目が向けられない」ことが挙げられている。申立人の内心はともかく、現在のところ、申立人の身体上・戸籍上の性が男性であることは事実であるから、申立人が社会復帰した際、周囲から男性として扱われることを避け続けることは不可能であり、したがって、申立人に対する矯正処遇の目標は、たとえ男性として扱われたとしても感情を爆発させることなく、社会規範を遵守しながら自己実現を図る能力を付与することにある。</p> <p>以上の点に、今般、またしての申立人が、男子刑務官による衣体捜検に激昂し、当該職員に暴行を加えるという犯罪をじゃっ起したことを踏まえ、平成19年11月5日、当所は、申立人に対する処遇を再検討し、原則的に他の男子受刑者と同様の処遇を実施することとして、即日実施した。</p>
---	--

さいたま拘置支所

(1) 申立人の主張

2006年10月10日から同年11月1日まで、男性独居で収容された。入所時の身体検査は、部屋の外で男性職員の立ち会ったが、着替えのみで、検査は実施しなかった。運動や入浴は女性職員の立会いを求めたが認められず、運動は1、2回で止め、入浴は全くしなかった。衣類、下着は申立人の私物の女性用下着を着用した。1～2回室内の点検があり、男性職員による検身は止めるよう求めたところ、実施されなかった。施設の巡回は、男性職員であった。

(2) さいたま拘置支所に対する回答と川越少年刑務所長の回答

照会事項	回答
<p>2007年10月22日</p> <p>(1) 貴所における，性同一性障害者（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）第2条に該当する者。以下同じ。）ないしその疑いのある被収容者の処遇に関する次の諸点についてご教示下さい。</p> <p>性同一性障害者の処遇について，方針，運用その他何らかの取り決めがあればその内容。特に，性同一性障害者のうち，特例法第3条第1項第4号又は同第5号に該当しない者の処遇について，方針，運用その他何らかの取り決めがあればその内容。</p> <p>生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず，心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち，かつ，自己を身体的又は社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者（性同一性障害者に関する特例法第2条の定義のうち，診断に関する要件の全部又は一部を欠く者，以下「性同一性障害を有する者」という。）の処遇について，方針，運用その他何らかの取り決めがあればその内容。特に特例法第3条第1項第4号又は同第5号に該当しない者の処遇について，方針，運用その他何らかの取り決めがあればその内容。</p> <p>被収容者より，性同一性障害者（性同一性障害を有する者を含む。以下同じ。）である旨の申出がなされた場合の対応方針。</p> <p>(2) 貴所における，申立人の処遇に関する次の諸点についてご教示下さい。</p> <p>申立人の分類上の性別。</p> <p>申立人からの，性同一性障害者である旨の申出の有無。</p> <p>申立人について，収容当時，性同一性障害者である（性同一性障害者である可能性があ</p>	<p>川越少年刑務所長の回答</p> <p>ありません。</p> <p>申出の内容及び目的等にもよりますが，その都度，検討して対応することになるかと思えます。</p> <p>(2) 関係書類が当初には保存されておらず，回答することができません。</p>

照会事項	回答
<p>る場合を含む)旨の認識の有無。申立人からの申出があるものの、貴所においてその旨の認識がない場合は、申出にもかかわらず、性同一性障害者(性同一性障害者である可能性がある場合を含む)と認識されなかった理由。</p> <p>申立人の居室は単独室であったか否か。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の居室の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人の身体検査を行い、これに立ち会った刑務官の性別及び人数。身体検査における下着着用の有無。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の身体検査の実施に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人の入浴の態様(男性の被収容者として実施されてか否か、単独か否か、立ち会った刑務官の性別)。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の入浴に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人に貸与し、又は申立人の自弁にかかる衣類について、男性の被収容者としてその内容等を決定したか否か。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の衣類の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人の健康診断の態様(男性の被収容者として実施されてか否か、単独か否か、実施した医師の性別、立ち会った職員の性別)。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の健康診断に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人の調髪について、男性の被収容者としてその内容等を決定したか否か。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の調髪の内容等の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>前記事項以外に、性同一性障害者であることを理由として申立人からなされた申出又は</p>	

照会事項	回答
<p>要求を、貴所において認めなかったことがあれば、その申出又は要求の内容及び認めなかった理由。</p> <p>前記事項以外に、申立人が性同一性障害者であること又はその可能性を考慮し、処遇上配慮された事項があればその内容。</p>	

東京拘置所

(1) 申立人の主張

2006年11月1日から2007年1月16日まで男性独居で収容。入所時、男性職員2、3名が立会い、身体検査のために衣服を脱ぐよう指示され、申立人が女性職員立会いを求めて拒否すると、職員から自分で脱がないのなら脱がすと言われた。また、申立人は衝立の設置や男性職員が部屋を出ることを求めたがいずれも認められず、申立人が上着の脱衣後、下着を脱げずにいたところ、男性職員が脱がせようとしたため抵抗した。このために、申立人は保護室に連行され、そこであきらめて自ら衣服を脱いだ。

入浴は、男性職員立会いで3、4回実施した。但し、浴室ドアの上半分の半透明の部分に白い紙が張られ、浴室内が見えない状態であった。運動は、女性職員の立会いが認められず、男性の区画での運動であったため、行わなかった。

下着は、当初男性用下着を貸与され、着用を拒否したところ、後に申立人の私物の女性用下着の着用を認められた。検身は、金属探知機で数度行われた。

(2) 東京拘置所に対する照会及び回答

照会事項	回答
<p>2007年10月22日</p> <p>(1) 貴所における、性同一性障害者(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下「特例法」という。)第2条に該当する者。以下同じ。)ないしその疑いのある被収容者の処遇に関する次の諸点についてご教示下さい。</p> <p>性同一性障害者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。特に、性同一性障害者のうち、特例法第3条第1項第4号又は同第5号に該当しない者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。</p> <p>生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的又は社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者(性同一性障害者に関する</p>	<p>取り決めはない。</p>

照会事項	回答
<p>特例法第2条の定義のうち、診断に関する要件の全部又は一部を欠く者、以下「性同一性障害を有する者」という。)の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。特に特例法第3条第1項第4号又は同第5号に該当しない者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。</p> <p>被収容者より、性同一性障害者(性同一性障害を有する者を含む。以下同じ。)である旨の申出がなされた場合の対応方針。</p> <p>(2) 貴所における、申立人の処遇に関する次の諸点についてご教示下さい。</p> <p>申立人の分類上の性別。</p> <p>申立人からの、性同一性障害者である旨の申出の有無。</p> <p>申立人について、収容当時、性同一性障害者である(性同一性障害者である可能性がある場合を含む)旨の認識の有無。申立人からの申出があるものの、貴所においてその旨の認識がない場合は、申出にもかかわらず、性同一性障害者(性同一性障害者である可能性がある場合を含む)と認識されなかった理由。</p> <p>申立人の居室は単独室であったか否か。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の居室の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人の身体検査を行い、これに立ち会った刑務官の性別及び人数。身体検査における下着着用の有無。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の身体検査の実施に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人の入浴の態様(男性の被収容者として実施されてか否か、単独か否か、立ち会った刑務官の性別)。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の入浴に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p>	<p>関係法令に照らし、当該被収容者の申出の内容や特性等を踏まえ、その都度検討の上、対応することになる。</p> <p>(2) ないし申立人を移送した際に、移送先の施設に關係記録を引き継ぎ、当初では保管していないため、回答しかねる。</p>

照会事項	回答
<p>申立人に貸与し、又は申立人の自弁にかかる衣類について、男性の被収容者としてその内容等を決定したか否か。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の衣類の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人の健康診断の態様（男性の被収容者として実施されてか否か、単独か否か、実施した医師の性別、立ち会った職員の性別）。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の健康診断に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人の調髪について、男性の被収容者としてその内容等を決定したか否か。申立人から性同一性障害者である旨の申出があった場合、申立人の調髪の内容等の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>前記事項以外に、性同一性障害者であることを理由として申立人からなされた申出又は要求を、貴所において認めなかったことがあれば、その申出又は要求の内容及び認めなかった理由。</p> <p>前記事項以外に、申立人が性同一性障害者であること又はその可能性を考慮し、処遇上配慮された事項があればその内容。</p>	

埼玉県警察本部

(1) 申立人の主張

2006年7月10日から同年10月10日まで、女性独居で収容。

逮捕時に、全裸にされて男性職員が身体検査をした。入浴は、のぞき窓で確認ができる浴室の外に女性職員が立ち会って行われた。運動は、女子房の前の小さなスペースで行った。衣類は、申立人が着用していた衣類を着用し、他に女性用下着を借り受けた。検身は、洋服の上から肩や足を触れる程度で、おおむね男性職員が行った。施設の巡回は、男性職員であった。

(2) 埼玉県警察本部に対する照会と回答

照会事項	回答
<p>2007年12月12日</p> <p>(1) 貴本部が所管される留置施設における、性同一性障害者（性同一性障害者の性別の取扱</p>	

照会事項	回答
<p>いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）第2条に該当する者。以下同じ。）ないしその可能性のある被留置者の処遇に関する次の諸点についてご教示下さい。</p> <p>性同一性障害者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。特に、性同一性障害者のうち、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項第4号又は同第5号に該当しない者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。</p> <p>生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的又は社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者（性同一性障害者に関する特例法第2条の定義のうち、診断に関する要件の全部又は一部を欠く者など、以下「性同一性障害者の可能性のある者」という。）の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。特に特例法第3条第1項第4号又は同第5号に該当しない者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。</p> <p>被留置者より、性同一性障害者又は性同一性障害者の可能性のある者（以下「性同一性障害を有する者」という。）である旨の申出がなされた場合の調査及び対応の具体的方針。</p> <p>貴本部が所管される留置施設に収容される性同一性障害者の概数。</p>	<p>性別の取扱いの変更の審判を受けていない性同一性障害者で、女性として扱って欲しい旨要望する者については、身体検査等は原則として女性被留置者と同等の取扱とする。また、原則として男性被留置者と分隔された居室に留置し、それができないときは単独留置とし、他の被留置者と分離して入浴等の処遇を行う。</p> <p>性別の取扱いの変更の審判を受けていない性同一性障害者で、男性として扱って欲しい旨要望する者については、身体検査等は原則として女性被留置者と同様の取扱いとするが、男性警察官が行う方が適切と認められる場合は男性警察官が行って差し支えないこととする。居室は、女性を留置する区画内とするが、単独留置とし、他の被留置者と分離して入浴等の処遇を行う。</p> <p>原則として と同様の取り扱いとする。</p> <p>本人に証明書等保持の有無を確認し、確認できない場合は、関係機関に照会を求めることとなるが、その場合、関係機関からの回答に相当の日数がかかるため、確認がとれるまでの間、本人の申出、身体状況（外見上異性と類似した身体特徴を有する等）等で判断し、 と同様の処遇を行う。</p> <p>平成18年以降0人。</p>

照会事項	回答
<p>貴本部が所管される留置施設に収容される性同一性障害者の可能性のある者の概数。</p> <p>(2) 春日部警察署における，申立人の処遇に関する次の諸点についてご教示下さい。</p> <p>収容にあたって判断した申立人の性別。</p> <p>申立人からの，性同一性障害を有する者である旨の申出の有無。</p> <p>申立人について，留置当時，性同一性障害を有する者である旨の認識の有無。申立人からの申出があるものの，貴所においてその旨の認識がない場合は，申出にもかかわらず，性同一性障害を有する者と認識されなかった理由。</p> <p>申立人の居室は単独室であったか否か。申立人から性同一性障害を有する者である旨の申出があった場合，申立人の居室の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人から性同一性障害を有する者である旨の申出があった場合，申立人の居室又はその他の施設における便所の利用に際して配慮した事項があればその内容。</p> <p>申立人の身体検査を行った留置担当官の性別。身体検査における下着着用の有無。申立人から性同一性障害を有する者である旨の申出があった場合，申立人の身体検査の実施に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p>	<p>平成18年以降21人。</p> <p>男性と判断した。それは，逮捕当時の身上照会結果によると戸籍上の氏名は，「A」と女性的な名前に変更されていたが，性別は「男性」となっていたからである。しかし，同人は，過去に数回逮捕され，留置された時から，外見上は男性でありながら女性として処遇して欲しい旨要望していたもので，戸籍上の性別は男性となっていたが，精神的な部分で配慮し，可能な範囲で女性として処遇したものである。</p> <p>有。</p> <p>性同一性障害者であるという証明がなされていなかったため，本人の申出による自称性同一性障害者（性同一性障害の可能性のある者）として取り扱った。</p> <p>少年・婦人室に単独留置した。</p> <p>単独留置とし，用便は居室内の便所を使用させた。取調べ時の用便も，一旦留置施設に戻り，同居室の便所を使用させていた。警察施設外における用便の有無は把握できていない。</p> <p>過去の留置時の処遇状況及び本人の女性として扱って欲しいという要望があったことから，身体検査（ボディーチェック）は，女性警察官が実施し，男性警察官が身体検</p>

照会事項	回答
<p>申立人の入浴の態様（男性の被留置者として実施されてか否か，単独か否か，立ち会った担当官の性別）。申立人から性同一性障害を有する者である旨の申出があった場合，申立人の入浴に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人に貸与し又は申立人の自弁にかかる衣類について，男性の被留置者としてその内容等を決定したか否か。申立人から性同一性障害を有する者である旨の申出があった場合，申立人の衣類の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人の健康診断の態様（男性の被留置者として実施されてか否か，単独か否か，実施した医師の性別，立ち会った職員の性別）。申立人から性同一性障害を有する者である旨の申出があった場合，申立人の健康診断に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>申立人の調髪について，男性の被留置者としてその内容等を決定したか否か。申立人から性同一性障害を有する者である旨の申出があった場合，申立人の調髪の内容等の決定に際して配慮したその他の事項があればその内容。</p> <p>前記事項以外に，性同一性障害を有する者であることを理由として申立人からなされた申出又は要求を，貴署において認めなかったことがあれば，その申出又は要求の内容及び認めなかった理由。</p> <p>前記事項以外に，申立人が性同一性障害を有する者であること又はその可能性を考慮し，処遇上配慮された事項があればその内容。</p>	<p>査室外の被留置者の姿が見えない位置から必要な指示を行った。申立人は，逮捕当時，路上生活者風の身なりで，所持金等もなく，身体検査実施時に，スウェットズボンを脱がず際，本人からパンツ，肌着を着用していないとの申し出があり，下着を着用していないことが判明した。よって，スウェットズボンを脱がず際は，浴衣を着用させて検査を行っている。</p> <p>入浴は単独で実施し，女性警察官1名が動静監視に当たり，男性警察官1名が浴室外の被留置者の姿が見えない位置で警戒に当たった。</p> <p>着替えを所持していなかったため，貸出用の浴衣を貸与した。貸与した女性用下着（パンツ，シャツ）とジャージ・Tシャツなどの衣類で，Tシャツ・ジャージは配色の明るいものに配慮した。</p> <p>医師は男性で，単独で診察した。立会いの勤務員は，男性であったため，身体検査室の外で警戒していた。健康診断の内容は，血圧測定・体重測定・医師による問診であり，羞恥心を喚起するような検査項目はなかった。</p> <p>申立人から散髪の申出はなく，実施されていない。散髪については，女性用ヘアブラシを共用品として備え付けており，女性被留置者から使用要望があれば貸与していたもので，申立人から使用要望があれば貸与していたものと思われるが，貸与事実等については記録化しておらず，当時申立人から使用要望があったか否か，貸与したか否かについては，確認できない。また，髪型は自由であり，一定の髪型を強制した事実はない。</p> <p>「少年・婦人室」に収容したところ，部屋表示を「婦人室」に変更してくれとの申出があったが，同室は少年・婦人の兼用室であったことから，表示を変更する必要はな</p>

照会事項	回答
	<p>いと判断し、この要望には応じていない。</p> <p>基本的には、戸籍上男性であり、本人の申出により医師の診断も性別変更の審判も受けていないと認識していたが、本人の女性として扱ってほしいという強い要望があったため、処遇上可能な範囲で女性被留置者としての取扱いを行った。</p>

警察庁官房総務課

照会事項	回答
<p>2007年12月12日</p> <p>警察留置場における、性同一性障害者（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）第2条に該当する者。以下同じ。）ないしその可能性のある被留置者の処遇に関する次の諸点についてご教示下さい。</p> <p>性同一性障害者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。等に性同一性障害者のうち、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項第4号又は第5号に該当しない者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。</p> <p>生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的又は社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者（性同一性障害者に関する特例法第2条の定義のうち、診断に関する要件の全部又は一部を欠く者など、以下「性同一性障害者の可能性のある者」という。）の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。特に特例法第3条第1項第4号又は同第5号に該当しない者の処遇について、方針、運用その他何らかの取り決めがあればその内容。</p> <p>被留置者より、性同一性障害者又は性同一性障害者の可能性のある者（以下「性同一性障害を有する者」という。）である旨の申</p>	<p>～ について</p> <p>警察庁から各都道府県警察に対し、性別の取扱いの変更の審判を受けた性同一性障害者については、変更後の性別として処遇すること。</p> <p>性別の取扱いの変更の審判を受けていない性同一性障害者とみられる者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性として扱って欲しい旨要望する者については、身体検査等は原則として女性被留置者と同様の取扱いとすること、原則として男性被留置者と分隔された居室に留置し、それができないときは単独留置とすること、他の被留置者と分離して入浴等の処遇を行うこと ・ 男性として扱って欲しい旨要望する者については、身体検査等は原則として女性被留置者と同様の取扱いとするが、男性警察官が行う方が適切と認められる場合には男性警察官が行って差し支えないこと、居室は、女性を留置する区画内とするが、単独留置とすること、他の被留置者と分隔して入浴等の処遇をおこなうことを指導している。

照会事項	回答
<p>出がなされた場合の調査及び対応の具体的方針。 警察留置場に収容されている性同一性障害者の概数 警察留置場に収容されている性同一性障害の可能性のある者の概数</p>	<p>～ について 把握していない。</p>

法務省矯正局

照会事項	回答
<p>2007年12月12日</p> <p>貴局が所管される刑事施設における，性同一性障害者（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）第2条に該当する者。以下同じ。）ないしその可能性のある被収容者の処遇に関する次の諸点についてご教示下さい。</p> <p>性同一性障害者の処遇について，訓令・通達その他，処遇上の指針を示す文書や職員に対する教育・研修資料があればその内容。特に，性同一性障害者のうち，性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条1項第4号又は第5号に該当しない者の処遇について，何らかの指針があればその内容。</p> <p>生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず，心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち，かつ，自己を身体的又は社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者（性同一性障害者に関する特例法第2条の定義のうち，診断に関する要件の全部又は一部を欠く者など，以下「性同一性障害者の可能性のある者」という。）の処遇について，訓令・通達その他，処遇上の指針を示す文書や職員に対する教育・研修資料があればその内容。特に特例法第3条第1項第4号又は第5号に該当しない者の処遇について，何らかの指針があればその内容。</p> <p>被収容者より，性同一性障害者又は性同一性障害者の可能性のある者である旨の申出がなされた場合の対応について，訓令・通達その他，処遇上の指針を示す文書や職員</p>	<p>～ について</p> <p>お尋ねの処遇に関する方針等は，特段設けていないところ，各刑事施設において，必要に応じ，単独室への収容や，身体検査に当たっての複数の職員による実施，入浴の個別実施など，被収容者の身体の外形的な状態，入所前の生活実態，治療の状況，しゅう恥心等を考慮した処遇を行っているものと承知している。</p> <p>また，矯正研修所及び同支所等において，新採用職員，幹部職員等に対し，人権擁護に関するパンフレットを使用するなどして，性同一性障害者に関する研修が実施されているものと承知しています。</p>

照会事項	回答
<p>に対する教育・研修資料があればその内容。 貴局が所管される刑事施設に収容される性 同一性障害者の概数 貴局が所管される刑事施設に収容される性 同一性障害の可能性のある者の概数</p>	<p>～ について お尋ねの性同一性障害者等についての統計 は有しておりません。</p>

B 医師

照会事項	回答
<p>2007年10月22日</p> <p>1 貴院において、申立人に関し、性同一性障害に関する診療を行った事実がありますか。診療を行った事実がある場合は、その診療期間を具体的にご回答下さい。 (以下、1項において診療の事実がある場合のみ、ご回答下さい。)</p> <p>2 貴院における申立人の診療期間中に、貴院が行った診療行為(生活歴聴取、カウンセリング、生活指導・助言等を含む)について、具体的にご教示下さい。</p> <p>3 貴院の行った申立人に対する診断について、その診断名、診断した時期をご教示下さい。</p> <p>4 3項で回答頂いた診断につき、どのような根拠に基づくものであるか、可能な範囲で具体的にご教示下さい(聴取した事実経過等が根拠となる場合については、どのような経過を聴取されたかもご回答下さい)。</p> <p>5 3項で、申立人に対して「性同一性障害」との診断を行っている場合、貴院での最終の診療の時点の申立人の状態について、現在のガイドラインに当てはめた場合、どのような段階にあり、今後、どのような治療が考えられる状態と判断されるか、ご教示下さい。</p> <p>6 現在、申立人は男性を収容する刑事施設に収容されておりますが、申立人によれば、同所では、他の収容者との隔離のために単独の</p>	<p>1 H10・5・26初診,以後H13・4・13の終診(中断)まで12回のカウンセリングを行いました。</p> <p>2 生活史,現病歴の聴取 性別違和感に対して受容的・支持的なカウンセリング 実生活体験に関する助言 自己判断で開始したホルモン療法の副作用チェック</p> <p>3 診断:性同一性障害の疑(H10・9・19)性自認は女性であると診断したが,染色体検査及び泌尿器科的な生物学的検査が経済的理由で行われていないため,確定診断はできませんでした。</p> <p>4 物心ついた頃から性自認は一貫して女性であったこと 転性願望が強いこと この障害により著しい苦痛があり,社会的・職業的に不適応を生じていること</p> <p>5 諸検査を行い診断を確定し,2nd opinionに依頼し,合意を得た後,ジェンダークリニック委員会にて,身体療法の継続の是非について検討を行う予定でした。</p> <p>6 性自認は女性として変化はしていないものと考えられるため身体的性別で扱われることにはかなりの苦痛が生じるものと思われます。</p>

照会事項	回答
<p>居室におり、衣類（但し、下着は女性用を着用）、頭髪等は男性と同様の扱いとされ、また、処遇する施設職員についても、他の収容者と同様に男性が対応し、入浴の際の立会い等も男性が行っている状況であります。</p> <p>かような申立人の状態について、申立人に対して如何なる影響が考えられるか、特に、申立人に（精神的な）苦痛をもたらすのではないかと懸念される点が認められるか、ご意見等をご教示下さい。</p>	

(別紙2)

用語例

GID Gender Identity Disorder の略。性同一性障害の当事者や関係者は、性同一性障害を GID (ジーアイディー) と呼ぶことが一般的である。

MtF Male to Female の略。身体的には男性であるが性自認が女性であるケースを MtF-GID と呼ぶ。MTF との記法もある。

FtM Female to Male の略。身体的には女性であるが性自認が男性であるケースを FtM-GID と呼ぶ。FTM との記法もある。

性別適合手術 (性別再判定手術)

Sex Reassignment Surgery (SRS)、または、Gender Reassignment Surgery (GRS) の訳語であり、性別再割当手術とも訳される。性自認に合わせて、外科的手法により外性器などの形態を変更することを意味する。一般的には性転換手術 (sex-change operation) と言われているが、性自認の観点から見れば性を転換するという表現は相応しくなく、下等動物にみられるように反対性の生殖能力を持つことはできないので、日本精神神経学会の正式訳語としては「性別適合手術」を用いるようになっている。

TransSexual (TS) : トランスセクシュアル

性別適合手術いわゆる性転換手術までを望む人達のことである。自己の出生に基づく全ての性別に対し強い違和感や不快感を抱き、もしくは何事にもかえられない異性になりたいという強い考えを持ち、男性と女性という性別の二分制でいう反対の性別になろうとする人のことを指す。

なお、以下に述べるトランスジェンダーに分類されている、性別適合手術までは望まないが、性別を移行し、望みの性別で社会生活を送っている人達もトランスセクシュアルに含めるといった考えもある。

TransGender (TG) : トランスジェンダー (狭い意味で用いた場合)

性別適合手術までは望まないが、自己の出生に基づく性別に対し違和感や不快感を抱く人、または異性になりたいという考えを持つにもかかわらず、性別の二分制でいう反対の性別になることまでは望まない人、もしくは男女という既存の性別以外の形を望む人のことを指す。

また、性別適合手術を望んでいるが、まだ性別の移行が完了していない人や性別の移行が困難な人もトランスジェンダーとされるケースもある。

TransVestite(TV),Cross Dresser(CD)：トランスベスタイト、クロスドレッサー

いわゆる異性装者をさす。異性装者の大部分は自己の性別に不快感や違和感を持たないために性同一性障害と分けられて考えられる。彼らが異性装をする理由はフェティシズム的欲求や変身願望からだと考えられている。しかし、一部の異性装者の中には自己の出生に基づく性別に対し違和感や不快感を抱き、もしくは異性になりたいという考えを持って、異性装をすることで精神のバランスを取っている人は性同一性障害だと考えられる。

(別紙3)

当事者の手記・報告

F t M (身体が女性で、性自認が男性)

違和感 5, 6才の頃トイレの仕方で自分がなぜたちションができる体ではないのだろうか。中学にはいるとスカートをはかなければならないと知り「中学にはいるまでに死ぬんだ」と誓った。女性化していく体を見るのが嫌だった。初潮はショックだった。

精神状態 アルバイトはじめると自分が客と接する際に交わす言葉や音質がいやだったりして、だんだん出ていくのが嫌になった。そしてバイトをやめて部屋に引きこもるようになった。その後も短期のバイトにいつかはまた引きこもる問うことを繰り返した。20歳の時、自分は一体何なのか、何に関して何がなんだか分からずにこの状況を誰にも話せなかった。しかし、バイトをやめたことを誤解されていたので、姉や親戚に話し、精神科医に通うことになった。精神科ではうつと診断され、安定剤をもらい飲んだが、いっこうによくならない。自分の抱えている問題は別なところにあるようだったが、このころまだG I Dという言葉は知らなかった。精神科に通うのを病めた直後、感情がコントロールできなくなり、一時的に、パニック状態に陥った。今度は大学病院の精神科を受診した。そこの心理療法士から「性同一性障害ではないか」と言われ、専門医を紹介してもらった。と同時にFさんの本と専門家が書いた本を紹介してもらい、すぐに買って読んだ。Fさんの本を呼んで「自分と同じだ!」と思った。こうして僕は、ようやく自分が何者なのかを獲得した。

2001年9月、紹介された専門医Bに通うことになった。B先生と出会って、今まで訳がわからなかったものに答えが出て、しかもそれは治療できると知った時、僕は心の底から安心した。

F t M

違和感 中1の時、同性の先輩が好きになった。体に関してはやはり胸が嫌だった。おチンチンがないより胸があること嫌だった。中学のとき胸が目立たないように猫背になって歩いていた。

精神状態 体の違和感が高校時代からあって、常に思いつめていた。マイナス思考というか、このまま嘘をついて生きていてもしょうがないんじゃないかと思って悩んでいた。死んだ方が楽だと思った。

M t F (身体は男性、性自認が女性)

違和感 幼稚園の頃から女の子でないことに違和感を覚えていた。3月

3日にはなぜおひなさんが自分の家に飾られていないのかと思った。中学で詰め襟，丸刈りをものすごく辛かった。

M t F

違和感 性別に違和感を感じたのは4歳の時。「男なんだから僕と言いなさい」と母親に言われて違和感を感じた。小学校入学の時に女の子たちが綺麗なスカートとタイツをはいていたのが羨ましかった。高校にはいると自分の体が男性化していくことが恐怖でたえられなかった。特に体毛が嫌だった。進学のために上京しひとり暮らしをすると，部屋で女装をするようになり，外出もして見たくなかった。

精神状態 女性から結婚を申し込まれ，「自分も普通の男性じゃないか」と自分を納得させて結婚した。しかし，30歳を過ぎ，違和感が急に出てきて，自分でもある異常を感じ始めた。ヒゲが濃くなったり体臭が気になることに耐えられなかったが，何とか我慢して生きたが，このまま男性として生きたら気が狂うか自殺するかの2つしかないところまで追いつめられた。常に死ぬことばかりを考えた。

M t F

違和感 中学に入学してから男女別の授業があり，なぜ自分は男子のほうにいるのかと思った。男子に更衣室での着替えも苦痛だった。特に水泳の授業は辛かった。高校にはいると体に対する違和感は強くでてきた。ペニスのあることが嫌で，ペニスに対する拒否感が強くなり，立って用を足すのが嫌で座ってやっていた。プールの授業にでられなくなった。大学でひとり暮らしをはじめると女装と化粧をするようになった。

精神的苦痛 ひとり暮らしをするようになって，自分のことを治療してくれる病院を探し始めた。しかし，そのご実家に帰ることになって両親に話すと，理解してもらえず，兄弟がまだ結婚していないのでそのことを話すと結婚に支障があると言われる。なぜ自分が生きているのかその意味を見失うこともある。死んだ方が楽だと思ふことさえある。田舎では治療してくれる医師もなく，女性の体に生まれ変わらせてくださいと魔法使いにお願いしたい。

M t F

自傷行為 39オになるまで男になろうと必死に頑張ってきたが。女らしいこともトランスに結びつくことから目をそらしてきたが長年の無理が限界に来て，性器を斬りつけるという自傷行為の形で爆発してしまった。ホルモン治療を始め，手術を終えてようやく本来の自分自身を取り戻した。

M t F

幼少時は、人形などで遊ぶことが多く、座って排尿したという覚えがある。第二性徴が目立ち自分の体が男性的になっていくことが耐えられず、陰嚢を強くひもで縛り腫れ上がってしまったことがある。大学卒業後、10年くらい働いていたが、自分の男性としての体に嫌悪感を持ち続け、帰宅すると女装をしていた。

参考文献

針間克己ほか『性同一性障害 30人のカミングアウト』（双葉社，2004年）

山内俊雄『性同一性障害の基礎と臨床』（新興医学出版社，2001年）